

随意契約見直し計画

平成 18 年 6 月
平成 19 年 1 月改定
文部科学省

1. 随意契約の見直し計画

平成 17 年度に締結した随意契約について点検・見直しを行い、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、可能なものから速やかに一般競争入札等による契約に移行することとする。

なお、総合評価落札方式を必要とする調達案件については、早期に十分な検討を行った上で評価基準等を策定し、平成 19 年度以降、導入可能なものから実施する。

(注) 下記表の割合及び金額合計については、端数処理（四捨五入）の関係で一致しないことがある。

【全体】

		平成 17 年度実績		見直し後	
		件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)
事務・事業を取り止めたもの (17年度限りのものを含む。)		/		(11.9%)	(11.7%)
				363	219
一般競争入札等	競争入札	/		(9.5%)	(6.9%)
				290	129
	企画競争等	(66.3%)	(46.8%)	(67.4%)	(51.7%)
		2,018	873	2,051	965
随意契約(企画競争・公募の実施を除く。)		(33.7%)	(53.2%)	(11.1%)	(29.7%)
		1,024	994	338	555
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		3,042	1,867	3,042	1,867

【所管公益法人等】

		平成 17年度実績		見直し後	
		件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)
事務 事業を取り止めたもの (17年度限りのものを含む。)		/		(10.1%)	(5.4%)
				103	51
一般競争入札等	競争入札	/		(11.0%)	(8.3%)
				112	77
	企画競争等	(62.1%)	(59.9%)	(72.1%)	(77.3%)
		633	558	735	720
随意契約 (企画競争・公募の実施を除く。)		(37.9%)	(40.1%)	(6.8%)	(9.0%)
		386	374	69	84
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		1,019	931	1,019	931

【所管公益法人等以外の者】

		平成 17年度実績		見直し後	
		件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)
事務 事業を取り止めたもの (17年度限りのものを含む。)		/		(12.9%)	(18.0%)
				260	168
一般競争入札等	競争入札	/		(8.8%)	(5.5%)
				178	52
	企画競争等	(68.5%)	(33.7%)	(65.1%)	(26.2%)
		1,385	316	1,316	245
随意契約 (企画競争・公募の実施を除く。)		(31.5%)	(66.3%)	(13.3%)	(50.3%)
		638	620	269	471
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		2,023	936	2,023	936

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
随意契約の見直し計画を達成するため、以下の措置を講じ、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外は、可能なものから速やかに一般競争入札等による契約に移行することとする。

(1) 総合評価落札方式による契約の導入拡大

総合評価落札方式ガイドラインの策定

コンピューター、医療技術製品など、既に総合評価落札方式が導入されている調達分野に加え、総合評価落札方式によることが必要と考えられる調達分野については、総合評価落札方式ガイドラインを早期に策定する。

検討委員会の設置

上記の措置を実施するため、外部の有識者を含めた検討委員会を大臣官房会計課政府調達室に設置するとともに、関係部局の職員との協力・連携体制を整備する。

(2) 競争性等を向上させた統一的な企画競争の導入

競争的資金又はこれに準ずるもの（以下「競争的資金等」という。）については、全て統一的な企画競争に移行することとし、公平性、公正性、透明性を確保するとともに競争性を高める。

公募については全て文部科学省のホームページに掲載する。

提案された企画書を審査するための審査基準については、事前にホームページにおいて公表するものとし、審査に当たっては外部有識者を含めた複数の者で構成する審議会等により行う。

(3) その他の委託契約等の取扱い

随意契約によることが真にやむを得ないもの及び競争的資金等を除く他の委託契約等については、原則として、順次総合評価落札方式を含む一般競争入札による契約へ移行する。

総合評価落札方式に係る評価基準など総合評価落札方式ガイドラインが策定されたものについては、平成19年度以降、順次総合評価落札方式による契約へ移行するものとし、それまでの間は統一的な企画競争により契約を行う。

(4) 契約事務体制の整備、入札手続き等の効率化

多数の調達案件が一般競争入札等による契約へ移行することに伴い、業務量が増加することから、これらに対応するための契約事務体制の整備についての検討を行う。

総合評価落札方式を含む一般競争入札の増大に伴う業務量の増加を勘案し、供給者への電子入札制度の周知を図ることにより、電子入札の一層の活用を図る。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「点検結果の一覧表」に記載